

○寒田 亮 (日大)

はじめに.

2003 年の E L V (廃自動車) 指令の一部実施を皮切りとして, 近年 E U からの製品への規制が強くなっている。今後ますますその厳しさは増すものと見られるが, 果たして日本の産業界はそれらにどのように対応しているのだろうか。本報告では, 2006 年 7 月 1 日より施行された RoHS 指令に関する産業界の対応について, プラズマTV製造の観点から事例報告をし, E U 規制への今後の対応について考察する。

1. RoHS 指令

指令とは E U で実施されるべき共通のルールで, それに対応して加盟国は国内法化することになる。また RoHS とは The Restriction of the use of certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipment の略で, 日本語には「有害科学物質使用制限」と訳されている。

指令については, 製品の廃棄, 埋め立て後の土壌汚染などの環境負荷の軽減や再生材への有害物質混入予防を目的として 1997 年から検討が開始され, 2003 年 2 月に発効した。同指令は, 2006 年 7 月 1 日以降に E U 内で製造される製品または E U に輸入される製品に, カドミウム, 六価クロム, 鉛, 水銀, PBB (ポリ臭化ビフェニル), PBDE (ポリ臭化ジフェニルエーテル) の合計 6 物質が含まれることを禁止するものである。ただし, 「2006 年以前に上市 (製造・輸入) された機器の再利用や, 修理, アップグレード用の部品は除外されるのに加え, 医療用機器や監視及び制御機器の分野も除外される」(EDNJapan Webpage, 2005)。また同指令には特に罰則はなく, 実際の運用については加盟国に任されることになっている。

2. プラズマTVと鉛

ドイツ・サッカーワールドカップの放映や, 2011 年からの地上デジタル放送の実施を受けて TV の買い替えが進む中, プラズマTVは日本でもここ数年で販売台数を急激に増加させているが, その基幹部であるプラズマ・ディスプレイ・パネル (PDP) には, 鉛が使用されている。基幹部にはガラスを焼き固めて作られた部位があるのだが, その製造の際にガラスに鉛を混ぜることによって, 融点を下げてエネルギー効率を上げると共に, 歩留まりを上げることができるからである。

しかしこの製造方法では, RoHS 指令の適用対象となり, E U での販売ができなくなることが懸念されていた。

3. PDP 適用除外申請の経緯

RoHS には対象 6 物質を含む製品であっても, 代替不可能 (現時点で安全性や信頼性が保証できないもの) であれば, 用途を限ってそれらの使用を認めるという適用除外項目がある。例えばブラウン管に使用される鉛については, 発効当初から適用除外となっていた。PDP も 2004 年 7 月に JEITA (電子情報技術産業協会) から 5 団体の連盟で除外対象の 1 つとして適用除外申請された。このような申請は以下の手順で審議・議決されることになっている。

- ① E U の中の総合窓口にあたる DG (Directory General) に除外項目を申請
- ② DG が業界関係者を招集して審議した後, TAC に提出
- ③ TAC が諮問機関に評価を依頼
- ④ その結果を受けて TAC で審議, 議決
- ⑤ この時点で発効に至らなかった場合は欧州議会の環境理事会に提出し審議する

(出所: EDNJapan Webpage を元に一部加筆修正)

ここで DG は、EU の政府にあたる欧州委員会の中に位置する組織であり、TAC (Technical Adaptation Committee) は、技術適合委員会と訳され、加盟国の代表が参加して申請の適合性を審議する組織である。EU にはこれらの組織に加え、選挙で代表者が選出される欧州議会、加盟国の代表者が参加する EU 理事会などがある。この複雑かつ多様な構造による利害関係者のせめぎあいが、適用除外申請の審議・議決にも影響を及ぼしていると考えられ、その影響は今回の PDP の適用除外申請に関しても見受けられるという (日経エコロジー2006 年 7 月号 p.29)。

日本の産業界は、適用除外申請の審議・議決の動向に関して、上記のような EU 主要組織の集まるベルギーブリュッセルに拠点を置く組織 JBCE (在欧日経ビジネス協議会) を通じて情報を把握すると共に交渉を続けているが、PDP 申請に関しては、申請から二年近く経過した本年 6 月 22 日に正式に議決され、適用除外とすることが発表された。これによって、今後しばらくの間は欧州内でプラズマ TV を製造／販売することが可能となったが、RoHS 指令は 4 年ごとに適用対象を見直すことになっており、引き続き鉛不使用技術の開発を継続する必要がある。

4. 今後の EU 環境規制とそれへの対応

以上の PDP 適用除外申請の事例にみるように、EU による環境規制は、今後も日本の産業界に多大な影響を与えることが予想される。日本企業は、オイルショック期における家電製品の省エネ化や、1970 年代米国における大気汚染に関するマスキー法へのホンダの対応など、社会・自然環境に関する制約条件や規制に柔軟に対応してきた経験を持っているが、今後は特に、欧州の環境規制動向に柔軟に対応していくことがますます必要となってくる。そのためには、PDP の事例における JBCE (在欧日経ビジネス協議会) の対応にみるように、EU 内の政策に関する最新情報・動向をいち早く収集すると共に、現地の団体に働きかけや交渉を行うことのできる組織の存在がより重要となってくる。単独企業での鉛フリーに向けた研究開発の取り組みの重要性もさることながら、国際競争力の向上のために、日本産業界総体として戦略的にいかなる取り組みが必要かつ重要であるかについて、更なる検討が必要である。

おわりに—今後の課題—

EU によって次々と策定され、施行される環境規制は、日本の製造業界にも大いに影響を与えることが懸念される。RoHS 指令にとどまらず、今後も日本の産業界には様々な規制条件が課されることになるが、「EU 規制に対して、産業界としてどのように組織化し、戦略的に対応していけばよいか」というテーマは、環境問題と企業の対応という視点から見て、当面の注目すべき課題である。他国や国内の対応事例を研究・検討し、いかなる対応が効果的であるかについての研究を豊富化することが必要である。

参考資料

日経 B P 社、2006、『日経エコロジー (2006 年 7 月号)』pp.26-31.

日経 B P 社、2006、『日経エコロジー (2006 年 8 月号)』p.14, pp.56-57.

EDN Japan, 2005, 「あいまいさをぬぐい去る、RoHS 指令の最新情報～RoHS 指令の制定メンバーに聞く」 (http://www.edn-japan.com/content/1_news/2005/12/02_05.html, 2006.8.22) .

株式会社環境技研、2006, 「RoHS & WEEE 指令について」 (<http://www.get-c.co.jp/rohs.html>, 2006.8.22) .